

寒川町における建築基準法による高さ制限等について

令和2年4月現在

等 項目	用途地域		第1種低層 住居専用地域	第1種中高層 住居専用地域	第1種 住居地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用 地域	用途地域の 指定のない区域 (市街化調整区域)
	建築物の高さの最高限度	10m		第1種高度地区：12m 第2種高度地区：15m 第3種高度地区：20m (工業系建築物) 第4種高度地区：31m (工業系建築物)	12m (工業系建築物以外 の建築物)		12m (工業系建築物以外 の建築物)		※1		10m ※2
敷地の最低面積 ※1											150㎡ ※2
外壁の後退距離 ※1											
斜 線 制 限	道路斜線	適用距離	20m								
		勾配	1.25			1.5			1.25		
	隣地斜線	立ち上がり	20m		31m			20m			
		勾配	1.25		2.5			1.25			
	北側斜線	立ち上がり	5m								
		勾配	1.25								
日 影 に よ る 制 限	対象建築物	軒の高さ>7m 又は地上階≥3		建築物の高さ>10m			建築物の高さ>10m				
	平均地盤面からの高さ	1.5m		4m			4m				
	日影規制時間	(一) 3時間・2時間		(二) 4時間・2.5時 間		(二) 5時間・3時間		(二) 5時間・3時間			

※1：地区計画、建築協定、高度地区、景観法に基づく届出・規制の詳細については寒川町 都市計画課にお問い合わせください。

地区計画、建築協定の区域内は上記以外の制限がかかります。

※2：市街化調整区域内の建築の制限については平塚土木事務所 まちづくり推進課にお問い合わせください。

※3：県道、河川法（目久尻川・小出川）、屋外広告物条例、都市計画法第32条に係る許認可については藤沢土木事務所 許認可指導課にお問い合わせください。

都市計画法第53条に係る許認可については平塚土木事務所 許認可指導課にお問い合わせください。

河川法（相模川 神川橋より下流）に係る許認可については国土交通省京浜河川事務所 相模出張所にお問い合わせください。

〃（〃 神川橋より上流）に係る許認可については厚木土木事務所 許認可指導課にお問い合わせください。